第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

- 1 日 時 令和5年9月11日(月)9時30分~10時20分
- 2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室
- 3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員 労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員 使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長 市村賃金室長補佐 寺地労働基準監督官

4 議事

- (1) 部会長・部会長代理の選出
- (2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (4) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金の改正決定申出書(写)

- (5) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写)
- (6) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金適用事業場数・労働者数
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表
- (8) リーフレット「鳥取県の最低賃金」(鳥取労働局作成)
- (9) 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況
- (10) 消費者物価指数(全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、 鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移(鳥取市・全国))
- (11) 每月勤労統計調查(全国·鳥取県)
- (12) 鳥取県内の雇用情勢(令和5年7月分)
- (13) 最近の雇用失業情勢(令和5年7月)
- (14) 鳥取県の経済動向(鳥取県)(令和5年9月号)
- (15) 鳥取県内の経済情勢(財務省中国財務局鳥取財務事務所)(令和5年7月)
- (16) 鳥取県の経済動向(R5.3~R5.9)、鳥取県内の経済情勢(R5.4、R5.7)
- (17) 鳥取県企業経営者見通し調査(鳥取県)(令和5年第3回)

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は、お忙しい中を御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、石川委員がまだ来られていませんが、欠席の連絡は頂いていませんので、追って来られると思います。現在、8名の委員の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理を選出するまでの間、 事務局で議事を進行させていただきます。なお、各委員の紹介をさせていただきたいので すが、時間の関係もありますので、各委員については、資料ナンバー1の委員名簿にて御 確認をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事1の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例では、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しており、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

- ○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、部会長及び部会長代理について 御推薦いただけますでしょうか。
- ○中野委員 部会長に佐藤委員を推薦したいと思います。
- ○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。部会長代理の推薦もお願いします。
- ○河村委員 部会長代理は中野委員を推薦したいと思います。
- ○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員 を推薦いただきましたが、御異議がなければ御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に 部会長を、中野委員に部会長代理をお願いします。

それでは、佐藤部会長、中野部会長代理に御挨拶を頂きます。

- ○佐藤部会長 おはようございます。部会長に選出されました佐藤です。毎年、審議が非常に難しい専門部会ですが、御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○中野部会長代理 昨年に引き続き、部会長代理をさせていただきます中野です。皆さん、 御協力のほどよろしくお願いいたします。
- ○市村賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきまして、よろしく お願いします。
- ○佐藤部会長 では、議事の次第に従って進めていきたいと思いますが、まず、1番目の 部会長・部会長代理の選出は終わりましたので、議事の2番目からです。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃

金専門部会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の確認等につい ての説明をお願いします。

- ○市村賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人、団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認及び確認委員に関しては、部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくことでよろしいか、御確認をお願いします。
- ○佐藤部会長 ありがとうございます。

今の説明について、何か意見、質問などありましたら、お願いします。特にありませんか。

では、本審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、本審と同様の取扱いとさせていただきたいと思います。

では、議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は河村委員に、使用者を代表する委員は西本委員にお願いしたいと思います。

- ○河村委員 承知しました。
- ○西本委員 承知しました。
- ○佐藤部会長 では、よろしくお願いいたします。

河村委員と西本委員に依頼をいたしましたので、本日の議事の3以降の進め方について、 三者協議を5分程度行いたいと思います。会場の準備をお願いします。

一旦休会します。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開します。

では、議事の3番目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議についてですが、事務局から本日 お配りいただいております各種資料についての説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 お配りしている資料を説明する前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を4点、御説明します。

1点目は、鳥取地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しま しては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、 最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行 うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うことになります。

2点目は、必要性の有無については、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということです。要するに、専門部会におきまして、議論が全会一致に至らない場合は、必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申をすることとなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額ということになります。

ただ今上限額の説明を申し上げましたが、4点目といたしまして、下限額について申し上げます。最低賃金法第16条において、決定又は改正される特定最低賃金額は地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨、定められております。よって、改正決定の必要性ありの決議に達した場合、本審で専門部会報告を行い、答申、諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、地域別最低賃金900円を1円以上引き上げるという御了解を頂いたということになりますので、御理解いただければと思います。

「資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今説明をしていただきましたが、令和5年度 の鳥取県の最低賃金額が900円に改正されました。発効はまだですが、改正されました。 仮に、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、通信機械器具製造業最低賃金が改正の必要性ありとなった場合は、改正額は901円以上になります。必要なしとなった場合は、現在のこの最低賃金859円が900円を下回り、地域別最低賃金が適用されるということになります。

では、何か御意見等ありますでしょうか。

(なし)

- ○佐藤部会長 では、改正の必要性について、労使双方から意見を述べていただきたいと 思います。労働者側からお願いします。
- ○内藤委員 まず、結論から言いますと、申出書も出しておりますので、必要性ありと考えております。せっかく発言させていただける機会を頂きましたので、背景等について触れさせていただきたいと思います。

特定最低賃金の位置付けですが、各県に適用されている地域別最低賃金はセーフティーネットという位置付けだと理解をしております。一方で、特定最低賃金は年齢や業種を特定しておりますし、各産業の基幹的労働者の最低賃金となりますので、地域別最低賃金よりも相対的に高い水準の確保が必要だと考えています。

また、電機産業の位置付けですが、電機産業の従業員数は、全国平均で見ても製造業の 15%となっています。鳥取県においては、製造業に占める電機産業の割合は従業員が3 1%となっていますし、製造の生産額は32%となっています。全国平均と比べても高い 水準と認識をしています。

このように、電機産業は我が国のみならず、鳥取県における主要産業だと認識をしております。そういう意味で、地域経済における重要な役割も担っていると捉えています。電機産業は、大手企業から中小零細企業まで裾野の広い産業構造になっていますので、事業の公正競争、確保を図る上でも、法定の鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、通信機械器具製造業最低賃金の改定と適正水準への改善が不可欠だと捉えております。また、電機産業の将来も踏まえた議論が今後、必要であると捉えております。今、社会のデジタル化であるとか脱炭素に向けて、電機産業としての期待というのは非常に高まっていると認識をしています。IoTやビッグデータ、ロボット、AIなど急速な発展を受けて、電機産業としてのこれからの技術、社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業の技術などの強みを生かして、更なる新たな価値を生み出していくことも期待されていると捉えています。

このように経済成長、社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待されている電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、金額の改正が必要だと捉えております。以上となります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、労働者側からはありますか。よろしいですか。

では、使用者側、お願いします。

- ○西本委員 使用者側としては、今年、地域別最低賃金が46円の引上げということで、 過去最高の引上げ額になりました。鳥取だけではなくCランク全般、特に地方が高い伸び を示したということで、昨年度のこの専門部会の審議の内容も踏まえて今年も十分な審議 が必要だと考えております。以上です。
- ○佐藤部会長 ありがとうございます。では、今、内藤委員、西本委員からお話を頂きま

した。労働者側、使用者側、双方ともに必要性はありということで承りましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 公益委員も異論はないですね。

では、労働者側委員、使用者側委員、そして公益委員ともに必要性はありということに なりましたので、全会一致でありということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)

○田中委員 改正の必要性はあると思います。ただ、今後審議される引上げ額については、現状を踏まえた上での適正な金額にしていただきたいと思っています。それは、鳥取のこれまでの電機産業の沿革についても考え、例えば会社の数であるとか、労働者の数であるとかが、今現在と10年前、20年前とを比べるとどうなのか、それは特に特定最低賃金が立ち上がった当時の大手電機メーカーが鳥取にあった頃、これは昨年も検討したと思いますが、そういったことから比べてリーディングカンパニーが今現在どうなのかということも考える必要があると思います。

それと、賃金についても、労働者の確保についてどれだけ大変な状況にあるのか。派遣労働者、それから外国人労働者、一般社員や、アルバイト、こういった働き方に対する適正賃金、適用されている賃金について、ぜひ検討していただきたいなと思っております。といいますのは、大手企業、要は体力があるところについては、高い金額を払って、短期でも派遣労働者を確保できていますが、一般の企業又は中小企業、それから零細企業については労働者が確保できない状況にあります。その中で、賃金だけ上げて何の意味があるのかというところもよく理解した上で、審議に入っていただきたいと思います。そこを検討しなければ、本当に賃上げについてなのか雇用についてなのか分からないということになりかねないと思っています。ぜひその辺り、肝に銘じてお願いできたらというのが一つです。

もう一つは、この電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業の特定最低賃金の設定が、本当に今、意味があるのかという感じがしております。 その辺りをしっかり考えた上で、今後この専門部会が、若しくはこの特定最低賃金の設定 が必要なのかということも踏まえた審議にしていただけたらうれしいと思っておりますの で、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側、今の件について何かありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、改正の必要性につきましては、全会一致で改正の必要性ありという 結論に達しましたので、事務局は専門部会報告書(案)の作成をお願いします。

5分間休会したいと思います。

[休 会]

○佐藤部会長 再開いたします。

専門部会報告書(案)を配付していただきましたので、確認の意味で、事務局から報告 書(案)の読上げをお願いします。

○市村賃金室長補佐 (案)、令和5年9月11日。鳥取地方最低賃金審議会会長佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当専門部会は、令和5年7月31日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて御確認いただきまして、 読上げを省略させていただきます。

それから、次のページには、審議の経過を記載していますが、こちらも御覧いただきま して御確認いただき、読上げを省略させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今読上げいただいた報告書(案)の内容について、部会報告として本審議会に報告させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、報告書(案)から(案)を消したものを報告書とし、本審議会に報告させていただきます。

では、議事の3の、必要性の審議は以上とします。

議事の4、その他ですが、何かありますでしょうか。

○市村賃金室長補佐 専門部会報告を頂きましたので、9月13日水曜日17時から開催

予定の第542回鳥取地方最低賃金審議会で、部会長から審議会会長宛に改正の必要性ありの専門部会報告を行っていただきます。その後、審議会会長から労働局長宛てに答申を行っていただいた後、鳥取労働局長から審議会会長宛てに改正決定の諮問を行います。この諮問を受け、第2回以降の専門部会を開催していただき、金額審議を行っていただくこととなります。

第2回の専門部会の開催日程については、10月3日火曜日17時から、3回目の専門部会の開催日程については10日10日火曜日17時から、この会議室で開催いたします。なお、開催時刻が17時という遅い時間での設定となり、大変御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今の説明について何か御質問等ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 特になければ、本日の専門部会を終了したいと思います。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。